

【 郵 送 手 続 を と る 日 付 】

【 通 知 先 の 住 所 】

【 通 知 先 の 正 式 な 会 社 名 】

【 通 知 先 相 手 の 氏 名 】 殿

【 通 知 人 の ご 住 所 】

【 通 知 人 の お 名 前 】

### 通 知 書

冠 省 私 は 【 今 の 職 場 に 勤 め 始 め た 時 期 】 よ り 【 通 知 先 の 正 式 な 会 社 名 】 に 勤 務 し て お り ま し た が 、 上 司 で あ る 貴 殿 よ り 【 誹 謗 ・ 中 傷 行 為 の 具 体 例 ( い く つ で も 併 記 で き ま す ) 】 の よ う な 誹 謗 ・ 中 傷 行 為 を 受 け た 事 が 原 因 で 精 神 的 に 追 い 詰 め ら れ 【 職 場 を お 辞 め に な っ た 日 】 に 退 職 せ ざ る を 得 な く な り ま し た 。 貴 殿 の 上 記 行 為 に よ り 私 は 著 し く 名 誉 を 傷 つ 、 多 大 な 精 神 的 苦 痛 を 与 え る も の で 、 明 ら か に 名 誉 毀 損 に あ た り ま す の で 、 私 は 貴 殿 に 対 し 以 下 の 要 求 を 行 い ま す 。

- 1 ) 私 に 対 す る 中 傷 は 事 実 無 根 で あ る 事 を 明 記 し 、 私 に 精 神 的 苦 痛 を 与 え た 事 に 対 す る 謝 罪 を 盛 り 込 ん だ 謝 罪 文 を 、 記 名 捺 印 の 上 、 私 宛 に 配 達 証 明 扱 い で 郵 送 し て 下 さ い 。

2 ) 名 誉 毀 損 に 対 す る 損 害 賠 償 金【 希 望  
さ れ る 損 害 賠 償 の 金 額 】を 支 払 っ て く  
だ さ い 。 支 払 方 法 は 【 支 払 口 座 番  
号 ・ 口 座 名 】に 電 信 扱 い で 振 り 込 む も  
の と し 、 振 込 手 数 料 は 貴 殿 が 負 担 し て  
く だ さ い 。

万 一 、 本 状 到 達 後 1 4 日 以 内 に 全 て の 要 求  
が 満 た さ れ な い 場 合 、 不 本 意 な が ら 、 刑 法  
第 2 3 0 条 の 名 誉 毀 損 、 刑 法 第 2 3 1 条 の  
侮 辱 、 刑 法 第 2 3 3 条 の 信 用 毀 損 を 根 拠 に  
警 察 に 被 害 届 を 出 し 刑 事 告 訴 を 行 い ま す 。  
併 せ て 民 事 上 の 手 続 に よ る 損 害 賠 償 請 求  
も 行 う 所 存 で す の で あ ら か じ め ご 承 知 お  
き ぐ だ さ い 。

草 々